

**エネルギー価格・物価高騰対策設備整備事業費補助金
実施の手引き(エネルギー高効率化設備導入)**

令和4年10月

岐阜県商工労働部

商工・エネルギー政策課

1. 補助事業の目的

県内事業者がエネルギーの高効率化が図られる設備の導入に要する経費を補助することにより、エネルギー価格や物価高騰の影響を軽減するとともに、脱炭素化を促進することを目的とする。

2. 予算額

3億円 ※予算の範囲内において先着順で補助対象者を決定

3. 補助対象事業

既存設備を、国の「令和4年度先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の「(C) 指定設備導入事業」で指定する次の設備へ更新する事業

1 ユーティリティ設備

高効率空調、業務用給湯器、高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、低炭素工業炉、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モータ、調光制御設備

2 生産設備

工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン

※産業ヒートポンプは対象外

4. 補助事業者

補助対象設備を導入する県内事業者※

※県内に本社又は事業所を有する企業又は団体等及び個人事業主（青色申告者に限る。）であって、県税に係る未納の徴収金がないものをいう。

※大企業については、以下のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。

・省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」に該当するとされた事業者

- 原則、募集開始時点で「令和3年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページにて、「Sクラス」として公表されていることが確認できる事業者

・省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Aクラス」に該当するとされた事業者

- 「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和3年度定期報告書「特定第4表事業者の過去5年間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要標準化評価原単位の変化状況」を提出すること。

・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度）の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

- 経済産業局へ提出する中長期計画書の写しを提出すること。

【定義】

○各定義は下記のとおり。

＜企業＞

- ・ 営利の目的を持って事業を営む法人。

＜中小企業者＞

- ・ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者。

＜みなし大企業＞

- ・ 次のいずれかに該当する企業。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウまでに該当する中小企業者が所有している中小企業者

オ アからウまでに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

＜大企業＞

- ・ 会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。

＜団体等＞

- ・ 中小企業等協同組合（昭和24年法律第181号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、協業組合。

- ・ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会。

- ・ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立した商店街振興組合、商店街振興組合連合会。

（次ページへつづく）

(つづき)

<個人事業主>

- ・青色申告者に限る。

5. 補助対象経費・補助率

補助対象経費は、「設備費」とする。(設計費、工事費等は補助対象外とする。)

補助率は、定額(設備種別・性能毎に国が設定した補助単価)とする。

※補助下限額は、「200千円」です。

6. 補助対象設備

国の「令和4年度先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の「(C) 指定設備導入事業」で指定する以下の設備区分に該当する設備

指定設備及び補助単価は、下記、SIIホームページ及び県ホームページにて公表している。

(SII) <https://sii.or.jp/cutback04/search/>

(県) <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/251824.html>

指定設備の対象基準は、国の「令和4年度先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 公募要領」98～119ページの別表2「指定設備の設備区分と設備区分ごとに定める基準表」を参照のこと。

◆指定設備の設備区分

- | | | |
|----------------|-------------|---------|
| ・高効率空調 | ・業務用給湯器 | ・高性能ボイラ |
| ・高効率コージェネレーション | ・低炭素工業炉※ | ・変圧器 |
| ・冷凍冷蔵設備 | ・産業用モータ※ | ・調光制御設備 |
| ・工作機械 | ・プラスチック加工機械 | ・プレス機械 |
| ・印刷機械 | ・ダイカストマシン | |

※低炭素工業炉及び圧縮機(コンプレッサ)を除く産業用モータ(モータ単体、ポンプ、送風機)は、指定設備として製品型番が公表されていないため、申請者自らが基準を満たしている設備であるか確認の上、申請すること。

その他の設備の要件

補助対象設備は、以下をすべて満たすこと。

- ①エネルギー管理を一体で行っている県内で既に事業活動を営んでいる工場・事業場等において、現在使用している設備を本事業で定められた補助対象設備に更新すること。

- ②工場の移転や集約等、既存の事業所を移設する際に既設の設備を更新する場合は対象とする。
- ③既存設備を補助対象設備へ更新して省エネルギー化を図ること。
※ただし、導入予定設備の性能（エネルギー消費効率等）が既存設備と比べて低く、省エネルギー化が図れないため設備更新の場合は、補助対象設備とは認められない。
- ④更新前後で使用用途が同じであること。
- ⑤兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと。
- ⑥中古品でないこと。
- ⑦その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること。

7. 事業の流れ・スケジュール

1. 募集期間

2022年10月28日（金）～2023年2月28日（火）までとする。

※予算上限に達し次第募集を終了します。

※募集期間内に申請し、交付決定を受けた事業は2023年8月31日までの実施が可能です。

2. 事業期間

交付決定日から事業を開始できる。補助事業は2023年8月31日（木）までに完了させること。

※原則、交付決定日より前に行った発注・契約は補助対象経費として認められません。

※事業の完了とは、導入した設備を検収のうえ、補助対象事業に要する経費の支払いが完了した時点のことをいう。

3. 実績報告

実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から30日を経過する日又は2023年9月30日のいずれか早い日とする。

4. 支払い

補助金の支払いは、事業完了後の精算払いとします。

県は、補助事業完了後に提出された実績報告書及び添付書類を審査し、交付決定の範囲内で実際に使用された経費について補助金の額を確定した後、補助金の額の確定を通知します。その後に、事業者が提出する交付請求書により県は補助金を支払います。

8. 申請書類

〔交付申請時〕

提出書類	法人	個人
①補助金交付申請書（別記第1号様式）	○	○
②別紙1事業計画書（エネルギー高効率化設備導入）	○	○
③直近1年分の決算書の写し	○	—
④商業登記簿謄本	○	—
⑤確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写し	—	○
⑥見積書・製品カタログの写し等	○	○
⑦直近の納税証明書	○	○
⑧口座振り込み依頼書兼債権者登録（変更）票	※	※
⑨その他参考となる書類	※	※

※は該当する場合提出。

①交付申請書

- ・リースの場合は、共同申請として作成すること。

②別紙1事業計画書（エネルギー高効率化設備導入）

- ・リースの場合、申請者の概要はリース会社及び設備使用者の両方を記載ください。

③直近1年分の決算書の写し

- ・直近1年分の単独決算の貸借対照表を提出してください。（株主総会の営業報告、単独決算の決算報告書、決算短信でも可）。

④商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書/現在事項全部証明書）

- ・発行から6カ月以内の商業登記簿謄本を提出してください。
- ・法務局が発行した、登記官が確認できるものが必要。（オンラインサービス「登記情報提供サービス」より入手するPDFを印刷したものでも可。）

※写しでも可。

※共同申請の場合（リースの場合）は、全ての共同申請者について同様に商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書、又は現在事項全部証明書）を取得し、提出してください。

⑤確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写し

・ 税務署の受領印が押された「確定申告書B」及び所得税青色申告決算書の写しを提出してください。

※確定申告書Bは令和3年分の書類を提出してください。

※青色申告書のマイナンバー、及び個人の口座情報が見えないよう、必ずマスキング等をしたうえで提出してください。

※電子申告（e-Tax）を行った場合は、申告が受付されていることがわかる証憑を提出してください。（国税電子申告・納税システムの「メッセージボックス一覧」で確認できる受信結果（受信通知）のスクリーンショットA4サイズで印刷し、他の書類と併せて提出してください。

⑥見積書・製品カタログの写し等

・ 積算根拠や製品型番（補助対象設備）が確認できる書類を提出してください。

※「低炭素工業炉」、「産業用モータ（モータ単体、ポンプ、送風機）」を導入する場合は、製品カタログは必ず提出してください。

⑦直近の納税証明書

・ 岐阜県納税証明書を提出すること。

※全税目に未納の徴収金がないこと。

⑧口座振り込み依頼書兼債権者登録（変更）票

・ 債権者情報の登録を行うことにより、補助金等の支払いを迅速かつ正確に行うもので、下記県HPより様式をダウンロードのうえ作成してください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/226.html>

※なお、以前に県に提出したことがあり、変更がない場合は、提出不要です。

⑨その他参考書類

・ リース契約の場合、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示する書類）を提出すること。

・ 自己所有でない建物等に設備を設置する場合、建物の所有者の承諾書（設備設置承諾書）の提出が必要です。「処分制限される設備を、設備の持ち主が事業所内に

設置すること」を、建物の所有者が承諾する書類を提出すること。

・低炭素工業炉及び圧縮機（コンプレッサ）を除く産業用モータ（モータ単体、ポンプ、送風機）を設置する場合、設置する設備が対象基準を満たしていることがわかる書類を提出すること。

〔実績報告時〕

提出書類	法人	個人
①実績報告書（別記第8号様式）	○	○
②別紙3事業実績報告書（エネルギー高効率化）	○	○
③支払書類	○	○
④設備の完成写真	○	○
⑤その他参考となる書類	○	○

①実績報告書

・リースの場合は、共同申請として作成すること。

②別紙3事業実績報告書（エネルギー高効率化）

・（2）今後の省エネに関する展開については、設備使用者の取組みを記載すること。

③支払書類

・発注書、納品書、請求書、振り込みが確認できる書類等を添付すること。

④設備の完成写真

・設備が更新されたことがわかる写真を添付すること。

⑤その他参考となる書類

・その他、参考となる書類があれば提出すること。

9. 申請方法

○受付期間

・令和4年10月28日（金）～令和5年2月28日（木）

※予算上限に達し次第募集を終了します。

○提出方法

・持参または郵送（書留または簡易書留推奨）

○提出先

・岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課 エネルギー係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階

10. その他

<財産の処分制限>

・補助事業により取得した財産であって、1件当たりの取得価格が50万以上のものは処分制限財産とします。

・補助事業者は、補助対象事業の完了後、処分制限期間が経過する前に処分制限財産を知事の承認を受けないで、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはいけません。

<書類、帳簿等の保存期間>

・補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間（処分制限期間が5年を超える場合にあっては、当該期間の末日の属する年度の末日まで）保存しなくてはなりません。

<お問い合わせ先>

岐阜県 商工労働部 商工・エネルギー政策課 エネルギー係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階

TEL : 058-272-8835

E-mail : c11351@pref.gifu.lg.jp